

子ども医療費助成制度について

青森市では、本市に住所を有し、国民健康保険・社会保険などに加入している子どもを養育している保護者に対して保険診療分の医療費自己負担額を助成します。

令和6年10月1日から、助成対象者を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃しました。

まだ申請がお済みでないかたは、お早めにお手続きください。

助成を受けるには申請が必要です。

1 対象者

0歳～高校生等※の子ども

※高校生等…高等学校在学中か否かを問わず、高等学校の就学期にある者で、現に保護者に監護されている未婚の者

2 助成内容

通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額

※ ただし、保険適用外の費用（健診・予防接種・紹介状なしで大きい病院〔市民病院、県立中央病院等〕を受診した場合の初診料、後発医薬品〔ジェネリック医薬品〕がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合の特別の料金等）、入院時の食事代、保険者から給付される高額療養費、付加給付金を除く。

3 申請に必要なもの

- ・お子さまの保険証、資格確認書若しくは資格情報のお知らせ又はマイナ保険証など公的医療保険の被保険者または被扶養者であることを証するもの
- ・保護者名義の通帳又はキャッシュカード
- ・転入されたかたで中学校3年生までのお子さまがいるかたに限り、「所得課税証明書」又は「市(町・村)県民税特別徴収税額決定通知書」「市(町・村)民税・県民税納税通知書」のいずれか

※保護者の所得制限はありませんが、中学校3年生までのお子さまの助成にあたっては、県の補助金または交付金を活用しており、対象者を把握するために所得を確認しています。ご協力をお願いします。

4 注意事項

- ・出生のかたは、1歳に達する日の前日までの申請について、遡及して出生日から資格認定します。1歳到達日以降に申請された場合は遡及しませんので、申請日が認定日となります。
- ・転入のかたは、転入日から15日以内の申請について、遡及して転入日から資格認定します。15日を過ぎて申請された場合は遡及しませんので、申請日が認定日となります。

【問合せ先】

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
駅前庁舎（アウカ）1F 窓口⑩番
税務部 国保医療年金課 医療助成チーム
TEL 017-734-5345

〒038-1392
青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム
TEL 0172-62-1153

～医療証の使い方について～



○青森県内の医療機関を受診した場合

「医療証」を提示すると、窓口でのお支払いがなくなります。

※ マイナ保険証の利用登録をしていないかた等は、入院時には、「限度額適用認定証」（加入保険者から発行）もあわせて提示が必要です。

○青森県外の医療機関、青森県内の接骨院・整骨院等を受診した場合

「医療証」は使用できないため、自己負担分をお支払いください。

お支払いした医療費は、国保医療年金課まで「領収書の原本」を持参して申請をすると、翌月以降に口座に振込します。（付加給付金・高額療養費分は控除して振込します。）

※ 県外の医療機関を受診した場合等の医療費の申請は郵送でも手続きができます。支給請求書に「領収書の原本」「医療証のコピー」「返信用切手・封筒（領収書の返送希望の場合）」を添付し、下記【問合せ先】までお送りください。支給請求書は青森市ホームページからダウンロードできます。

!! 注意 !!

お支払いした医療費の請求期限は、医療機関に自己負担分を支払った日から2年以内です。



- 医療証は毎回必ず医療機関に提示してください。
（提示しない場合は、後日、国保医療年金課へ医療費の支給申請が必要となります。）
※ マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合でも、青森市子ども医療費助成医療証の持参が必要となりますのでご注意ください。その他様々な助成制度（ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療費助成等）を利用する場合も同様に、それぞれの受給者証等が必要です。
- 保険適用外の費用（健診・予防接種・大きい病院〔市民病院、県立中央病院等〕に紹介状なしで受診した場合の初診料、後発医薬品〔ジェネリック医薬品〕がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合の特別の料金等）、入院時の食事代は対象となりません。
- お子さまの加入医療保険の種類・記号・番号・保護者氏名・振込先口座等に変更があった場合は、その月内に必ず国保医療年金課に届出をしてください。（医療証の記載事項とお子さまの加入医療保険の記号番号等に違いがあると使用することができなくなります。）
- 受給対象のお子さまが市外へ転出・結婚した時は、届出時に医療証を必ずご返却ください。（郵送返却可）
※ 転出・結婚による資格喪失後に医療証を使用した場合の自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 付加給付金、高額療養費は加入健康保険からの支給となるので、別途手続きが必要となる場合があります。
- 学校管理下でけがをした場合は、子ども医療費助成医療証は使用せず、医療機関窓口でお支払い後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ申請していただきますようお願いいたします。

～ 医療証の更新について ～

受給資格は、毎年8月1日を基準日とし、自動更新します。新しい医療証は7月下旬までにご自宅に送付します。

【問合せ先】〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号
税務部 国保医療年金課 医療助成チーム 窓口⑩番
TEL 017-734-5345

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム
TEL 0172-62-1153

適正受診にご協力を

子ども医療費の財源は、市民の皆さんの大切な税金です。限られた財源を有効に活用し、医療費助成制度をこれからも維持していけるよう、適正受診にご協力ください。